東久留米市プレミアム付商品券

取扱い手引き

必ずお読みください

１．プレミアム付商品券の事業概要　・・・Ｐ１

２．商品券事業の流れ　・・・Ｐ２

３．店頭ポスターの掲示方法　・・・Ｐ３

４．商品券の扱い方　・・・Ｐ４

５．商品券の換金方法　・・・Ｐ５

６．「登録店証明書」と「換金依頼書」　・・・Ｐ６

７．その他　・・・Ｐ７

東久留米市商工会

〒203-0052 東久留米市幸町3-4-12
TEL:042-471-7577
FAX:042-475-4310

2021. 6. 8

１．プレミアム付商品券の事業概要

【発 行 者】　東久留米市

【事業実施者】　東久留米市商工会

【プレミアム率】　３０％

【発 行 数】　120,000 冊　総額７億８千万円

【発行内容】　1 冊 6,500 円分（500 円券×13 枚）を 5,000 円で販売

内訳：Ａ券(500 円券×6 枚) ＋ Ｂ券(500 円券×7 枚)

Ａ券 → 全ての登録店で利用可能

Ｂ券 → 中小の登録店おいてのみ利用可能

【周知方法】　市報 6/1 号折込チラシ全戸配布 及び、特設ホームページ

【販売期間】　１次販売　令和 3 年 7 月 20 日(火) ～ 8 月 31 日(火)

２次販売　未定

【販売場所】　市内の 12 郵便局および大型店 4 店を予定

【購入限度冊数】　１人あたり最大５冊まで

【利用期間】　令和 3 年 8 月 1 日(日) ～ 令和 4 年 1 月 31 日(月)

〈 ６ヵ月間 〉

【利用方法】　東久留米市内の登録店のみで利用可能

※ 以下には利用不可

①たばこ事業法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこの購入

②国及び地方公共団体への支払い（税金・水道料金・ごみ袋代金など）

③換金性の高いもの（金・金券・商品券・切手・プリペイドカードなど）

④性風俗関連特殊営業に関わる支払い

⑤特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

⑥その他、登録店が指定するもの

【換金方法】　原則、市内指定金融機関にて換金

→ 指定金融機関への口座開設が必要

換金手数料はございません（額面どおり換金）

【換金期間】　令和 3 年 8 月 2 日(月) ～ 令和 4 年 2 月 25 日(金)

※ 土日祝日、年末年始を除く

２．事業の流れ

①	事業開始
	↓
② 登録申し込み	登録申込書を商工会へ提出して下さい ４月中の申し込み：チラシ(紙面)に掲載します ５月以降申し込み：随時受け付け致しますが掲載はＨＰのみとなります
	↓
③ ５月下旬以降	特設ＨＰの開設、続いて 手引き(本書)、ポスター類、換金依頼書を送付します
	↓
④ 6/1 ～ 6/30	１次申し込み受付期間（Ｗｅｂ・申込書） 登録店掲載チラシ兼申込書申し込みチラシを市内全戸 商品券事業周知ポスターを店頭に掲示して下さい ※上記ポスターは事業期間中、通して利用します
	↓
⑤ 7/1 ～ 7/31	抽選・購入引換葉書の発送期間 商品券事業周知ポスターの中心部に、利用可能券種のポスター(送付済み)を貼り付けて下さい
	↓
⑥ 8/1 ～ 1/31	商品券の利用期間 商品券の利用受け入れをお願い致します
	↓
⑦ 8/2 ～ 2/25	商品券の換金期間 利用された商品券は指定金融機関で換金をして下さい 換金依頼書が不足する場合は金融機関か商工会窓口にて入手して下さい ※可能な限り回数を減らし、閉店間際の換金依頼はお控え下さい
	↓
⑧	事業終了

３．店頭ポスターの掲示方法

① 配布致します「Ａ４版ポスター」をお客様の見やすい店頭等に掲示して下さい。（６月中）

Ａ４版ポスター	Ｂ６版ポスター

② ７月に入りましたら「Ｂ６版ポスター」を「Ａ４版ポスター」の白枠内に重ねて貼り付けて下さい。

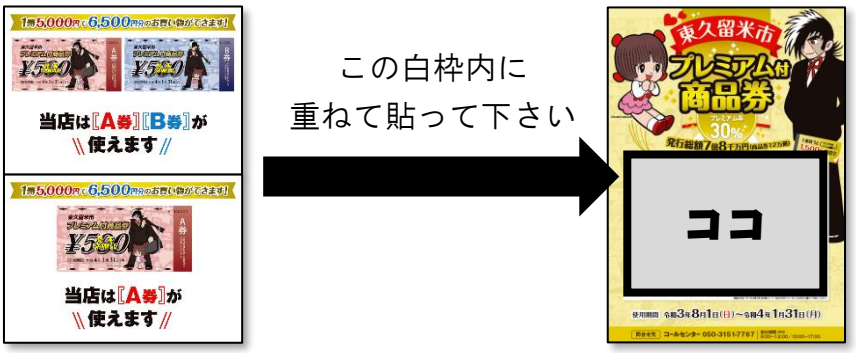

貼り付け後の完成イメージ

中小の登録店用	大型店の登録店用

※ ポスターの自店への掲示以外の使用を禁止します。（転売厳禁）

４．商品券の扱い方

〔 券種 および、デザイン 〕

Ａ券	Ｂ券
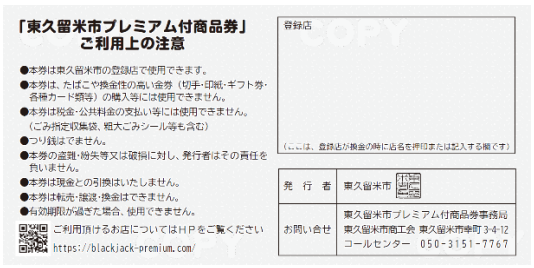	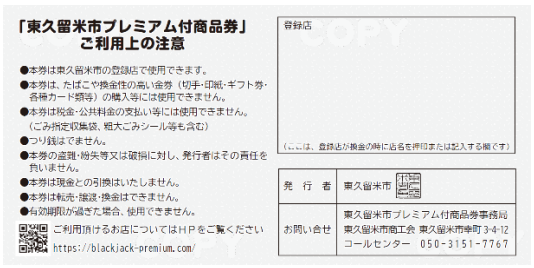
全ての登録店で利用可能	中小の登録店おいてのみ利用可能

大型店はＡ券のみの取り扱いとなります（登録店証明書を参照）。

※ 大型店によるＢ券の換金は出来ませんのでご注意ください。

〔 偽造防止処理 〕

ホロスレッド・透かし	ナンバリング	けん制パターン
	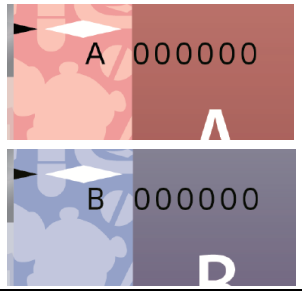	
券の右側、縦方向に折り込まれたホログラムと四角い透かしがあります	券の右上に、重複しない６桁の通し番号がございます	券を複製すると裏面に「ＣＯＰＹ」の文字が印字されます

上記偽造防止処理に不審な点がないか確認した上で受け取りして下さい。

※ 不正な商品券は換金致しませんので十分に注意して下さい。

〔 商品券受け取り後の処理 〕

商品券を受け取りましたら裏面の登録店欄に店名を記載するかスタンプを押し、右図のように輪ゴムで束ねて下さい。

（この状態で金融機関にお持ち頂きます）

５．商品券の換金方法

① 利用済み商品券裏面の登録店記入欄に店名をご記入いただくか、スタンプ（ゴム印）を押してください。
※ 店名のない券は換金できない場合がございますので１枚ごとに押印をお願いします。

② 利用済み商品券は、１枚ずつバラバラにし、輪ゴムでまとめてください。
※ ホチキス・のりで留めない、折って束ねないで下さい。

③ 口座を有する指定金融機関にて換金して下さい。 原則３営業日以内の入金となります。
【持参するもの】
・同支店の預金口座通帳（他支店は不可）
・①②で準備した利用済み商品券
・東久留米市プレミアム付商品券 登録店証明書
・東久留米市プレミアム付商品券 換金依頼書（３枚綴）
→ 事業所番号や事業所名、商品券の枚数等の項目を記入してください。
※ 必要に応じ金融機関が他の書類を求める場合もございます。
【指定金融機関】
・西武信用金庫 東久留米支店
・青梅信用金庫 東久留米支店
・東和銀行 東久留米中央支店
・東和銀行 東久留米西支店
※ 換金受付時間や大口換金の際の手順などについては、金融機関の指示に従って下さい。 また、枚数に相違のあるは金融機関が計数した枚数にて入金となりますことを予めご承知おき下さい。

④ 救済措置としての商工会換金窓口の設置
新型コロナウイルス感染拡大の影響による様々な事情により換金受け入れの金融機関が少ないことを受け、指定金融機関に口座開設ができないなど、やむを得ない場合のみ商工会窓口で換金を受け付け致します。
※ 商工会窓口で換金する場合は振込手数料と３週間程の期日を要します。
商工会窓口「換金受付時間」 10:00～11:30・13:00～16:30（平日のみ）

⑤ 登録店証明書に記載されている券種（Ａ券・Ｂ券）以外は換金できませんので大型店扱いとなる登録店におかれましてはご注意ください。

⑥ 換金期間を過ぎた際の商品券の換金は受付できません。各登録店にて損金処理し処分頂くことになりますのでご注意ください。

⑦ 換金期間は 令和３年８月２日(月) ～ 令和４年２月25日(金)
※ 土日祝日を除き、年末は 12/24(金)まで、年始は 1/5(水)からとします。

６．「登録店証明書」と「換金依頼書」

【登録店証明書】

「東久留米市プレミアム付商品券」登録店証明書

登録店番号		大型店（A券のみ）
事業所（屋号）		
登録店住所	東久留米市	
住 所 詳 細		
電 話 番 号	042-	
換金有効期間	令和3年8月2日（月）～令和4年2月25日（金）	

発行：東久留米市商工会

「東久留米市プレミアム付商品券」登録店証明書

登録店番号		A券（可）・B券（可）
事業所（屋号）		
登録店住所	東久留米市	
住 所 詳 細		
電 話 番 号	042-	
換金有効期間	令和3年8月2日（月）～令和4年2月25日（金）	

発行：東久留米市商工会

登録店証明書にて
自店が扱える券種を
確認の上、利用の徹底を
お願い致します。

登録店証明書は紛失なき
よう管理を徹底して下さい。

【換金依頼書】

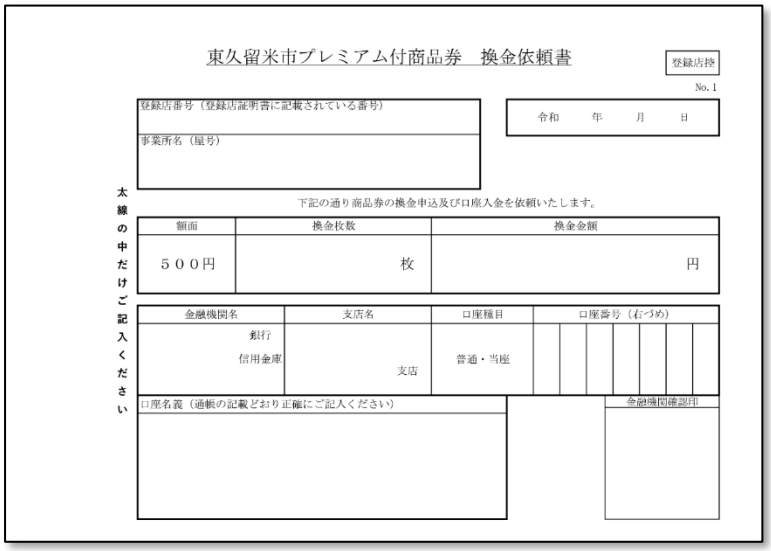

東久留米市プレミアム付商品券　換金依頼書

登録店控

No. 1

登録店番号（登録店証明書に記載されている番号）

事業所名（屋号）

令和　年　月　日

下記の通り商品券の換金申込及び口座入金を依頼いたします。

太線の中だけご記入ください

額面	換金枚数	換金金額
５００円	枚	円

金融機関名	支店名	口座種目	口座番号（右づめ）
銀行 信用金庫	支店	普通・当座	

口座名義（通帳の記載どおり正確にご記入ください）

金融機関確認印

７．その他

① 問い合わせ窓口について

商品券事業のお問い合わせ窓口は、東久留米市商工会に設置します。
また、商品券を購入されるお客様のお問い合わせにつきましては、別途、専用の電話窓口「コールセンター」を設置致します。

対象者	お問い合わせ電話番号
登録店・金融機関	東久留米市商工会　０４２-４７１-７５７７
商品券購入のお客様	コールセンター　０５０-３１５１-７７６７

② ポスター類について

配布するポスター類は若干数の予備がございますので、追加を希望される登録店におかれましては、事前に電話連絡の上、商工会窓口でお受け取り下さい。

③ 換金について

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、可能な限り換金に出向く回数を減らして頂きますようお願い致します。 また、大型店など換金枚数が多い登録店の換金については、受付時間の指定などの個別対応をお願いする可能性がございますので、予めご承知おき下さい。

④ 登録店証明書について

登録店証明書の管理を徹底してください。
紛失した場合は、商工会窓口で「再発行依頼書」に紛失理由など必要事項を記入･押印し､郵送代 370 円を添えて再発行手続きをして下さい。
※ 再発行には３営業日程度を要し、レターパックライトを用いて店舗宛てに直接郵送となります。　窓口での交付は行いません。

⑤ 登録店の辞退について

何らかの事情により登録店の取り消しを求める場合は、商工会窓口にて「登録店辞退届」を入手して、辞退する理由など必要事項を記入・押印のうえ提出して下さい。

⑥ その他

登録店に配布する本手引きは１色刷りですが、カラー版を希望される場合は商工会ホームページに PDF ファイルで掲載しておりますので、ダウンロードの上、印刷してご利用ください。